更に係る公告





目

次

示

○職員用ノート型パーソナルコン ピュータの賃貸借に関する一般

○特定非営利活動法人の定款の変 (システム調整課)

○平成二十年度地籍調査事業計画 の決定 (土地水政策課)

三

(川越比企振興東松山事務所)

三

○地籍調査の成果の認証

Ŧi.

○特定非営利活動法人の定款の変 更に係る公告

(NPO活動推進課)

Ŧi.

○熊谷都市計画道路の変更の案の (都市計画課)

五.

○放置違反金関係事務委託に関す

○建築基準法に基づく道路の位置 る入札公告 **会** 計 課

六

○開発行為に関する工事の完了☆ の指定 (北本県土)

八

告

戸県

土

○企業局財務オンラインシステム 開発業務委託に関する入札公告 (公営企業·財務課)

○企業局固定資産管理システム開 発業務委託に関する入札公告

埼玉県発行

埼玉県告示第六百六十三号 般競争入札に付する。 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり 平成二十年五月九日

調達内容

埼玉県知事

上 \blacksquare

清 司

購入等件名及び数量 職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借

」 叶

2 調達案件の仕様等 八

3

年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があ 履行期間 平成20年9月1日 (月) から平成25年8月31日 (土) まで。ただし、平成21 入札説明書及び仕様書による

(4) 履行場所

った場合は、当該契約を解除する。

埼玉県企画財政部システム調整課長が指定する場所

(5) 人札方法

問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載する その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札 ントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、 者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセ

2 競争人札参加資格

- (1) 者であること 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資 格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、 「物品の賃貸」

(3)

(5)

の 8 斡殺に格付けされた者であること。

- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。
- 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部システム調整課ネットワーク担当 竹内 友真、京谷 陽一 電話048-830-2282(直通)

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 埼玉県庁第二庁舎10階地域衛星通信スタジオ , 口は

平成20年5月21日(水)午後1時30分

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア場所

埼玉県庁第二庁舎10階地域衛星通信スタジオ

平成20年6月18日(水)午後1時30分 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画

/ 受領期限

財政部システム調整課ネットワーク担当

平成20年6月17日(火)午後5時(必着)

ゥ 提出方法

書留郵便によること

4 その他

1

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 人札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、免除する。

契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札者に要求される事項

(3)

- 、この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年5月28日(水)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。
- 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- 契約書作成の要否

(5)

用

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

淮

8 競争入札参加資格の付与

高砂3丁目15番1号)へ提出すること 担当 (電話048-830-5775 (直通) の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付し て、平成20年 5 月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区

(9) 支払条件

受注者に支払うものとする 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

Summary

1 Nature of Services Required:

Lease of 3,504 notebook personal computers for staff use.

2 Deadline for Submissions:

In person: 1:30 p.m.,June 18,2008 By regitered mail: 5:00 p.m.,June 17,2008

Contact Information:

(3)

Saitama Prefectural Government Systems Adjustment Division, Planning and Finance Department,

Telephone.048-830-2282 Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

埼玉県告示第六百六十四号

準用する同法第十条第二項の規定により 非営利活動法人から、次のとおり申請書 定款の変更の認証を受けようとする特定 第七号)第二十五条第四項の規定により が提出されたので、同条第五項において 特定非営利活動促進法(平成十年法律

公告する

民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川 越比企地域振興センター東松山事務所に 予算書を申請のあった日から二月間、 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支 びに当該定款の変更の日の属する事業年 なお、当該申請に係る変更後の定款並

> テ npo.net/))により縦覧に供する。 おいて備え置く方法並びにインターネッ トを利用する方法(埼玉県NPO情報ス ー ^ 『 ^ (http://www.saitamaken-

平成二十年五月九日

<u>Ŧ</u>i.

三六番地

申請のあった年月日 埼玉県知事 上 田 清 司

平成二十年四月二十二日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人大地の郷

_

代表者の氏名

とする。

て、障害者福祉に寄与することを目的

三

兀 埼玉県比企郡吉見町大字久保田 主たる事務所の所在地

 $\overline{}$

加が出来るようにすることを目指し 開発を行い、将来的に自立し、社会参 地域の障害を持つ人たちに対し、 定款に記載された目的 この法人は、吉見町及び、その周辺 職能

埼玉県告示第六百六十五号

六年法律第百八十号)第六条の三第五項の規定により、公示する。 平成二十年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、 国土調査法 (昭和)

平成二十年五月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

熊谷市 小島五	熊谷市 小島四	字新宿の各一 字新宿の各一 大東第八川越市 大東第八川越	一部) 一部) (むさし野、川越市 福原第十九-	調査を行う者の名称調・
部)	部	何の各一部) 大字南大塚、大 大字大塚 ・ 大字大塚	大字大塚新田の各大字大塚新田の各	査 地 域
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	調査期間

平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	部) (富士見二丁目の一狭山第四十三	狭山市
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	川の各一部) (富士見二丁目、入間 狭山第四十二	狭山市
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	春日部一―③―二工区 (上蛭田、道順川戸の各 一部)	春日部市
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	(宮内の一部)	本庄市
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	(飯倉の一部)	本庄市
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	(飯倉の一部)	本庄市
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	(大字岩渕の一部)前ヶ貫第二③	飯能市
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	(大字前ヶ貫の一部)前ヶ貫第二②	飯能市
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	各一部) 各一部) 各一部)	飯能市
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	(大滝の一部)	秩父市
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	(大滝の一部)	秩父市
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	(万吉の一部)	熊谷市
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	(万吉の一部)	熊谷市

平成二十一年三月三十一日まで	(下阿久原、上阿久原の各一部)	神川町
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	般若の一部)	小鹿野町
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	(長留の一部)	小鹿野町
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	(長留の一部)	小鹿野町
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	(大字田黒の一部)	ときがわ町
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	三川四 (大字玉川、田黒の各 三川四	ときがわ町
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	(大字腰越の一部)腰越三	小川町
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	(大字腰越の一部)	小川町
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	(大字腰越の一部)腰越一	小川町
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	(大字横手の一部)	日高市
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	部) 日高第三十六 田高第三十六	日高市
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	恩間、袋山の各一部)越谷第十―一計画区	越谷市
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	(大谷の一部) 深谷第二十九	深谷市
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	部) 整合の各一深谷第二十八	深谷市

北川辺町	北川辺町	神川町
(大字麦倉の一部)	一部) (大字飯積、麦倉の各 麦倉I	(上阿久原の一部)阿久原三―三
平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から	平成二十一年三月三十一日まで平成二十年五月九日から

埼玉県告示第六百六十六号

第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、 定により次のとおり公告する。 深谷市における地籍調査の成果を、 国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 同条第四項の規

平成二十年五月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

深	た調 者査
谷	の 名 行
市	称っ
平成十九年度	時で行った期
地地籍類図	名成
- + 	果
冊 枚	称の
(櫛引、樫合: (一部)	地査を行っ
の 各	区た
月平一成	年認
日二十	月
车 五	日証

埼玉県告示第六百六十七号

準用する同法第十条第二項の規定により 第七号)第二十五条第四項の規定により が提出されたので、 非営利活動法人から、 定款の変更の認証を受けようとする特定 特定非営利活動促進法(平成十年法律 同条第五項において 次のとおり申請書

る方法 置く方法並びにインターネットを利用す 民生活部NPO活動推進課において備え 予算書を申請のあった日から二月間、 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支 (http://www.saitamaken-npo.net/)) (埼玉県NPO情報ステーション 県

平成二十年五月九日

より縦覧に供する

申請のあった年月日 埼玉県知事 田 清 司

びに当該定款の変更の日の属する事業年

なお、当該申請に係る変更後の定款並

楽隊 特定非営利活動法人の名称 平成二十年四月二十五日 特定非営利活動法人みんなの夢の音

代表者の氏名

四 主たる事務所の所在地 夏如

一番二号 埼玉県さいたま市浦和区前地 丁目

Ŧi.

う輪を広げることにより、人々の心を 癒し、平和で安らぎのある社会の実現 る場所で、多様な歌や音楽の演奏を行 を目指し、広く公益の増進に寄与する に対し、コンサート会場などのあらゆ この法人は、 定款に記載された目的 不特定多数の 般市民

埼玉県告示第六百六十八号

ことを目的とする。

計画の変更の案を次のとおり縦覧に供す 同法第十七条第 号)第二十一条第二項において準用する 都市計画法 (昭和四十三年法律第 一項の規定により、 都市 百

平成二十年五月九日

田

清

司

所通線、三・四・二号熊谷駅通線、 都市計画の種類及び名称 熊谷都市計画道路三・二・一号市役 埼玉県知事

> 三・五・三十六号新堀高柳線、三・四 三・四・二十九号第2北大通線、三・ 三・四・二十八号福祉センター通線 三・四・十八号御稜威ヶ原線、 三・四・十二号石原駅通線、三・四 妻沼熊谷線、三・四・四十八号新桐生 線、三・四・三十四号御堂ヶ谷戸線、 府玉井線、三・五・三十三号玉井高柳 四・三十号国道17号線、三・四・三 広線、三・五・二十七号熊谷小川線 中央通線、 号御正新田板井線、三・四・二十五号 号熊谷バイパス、三・三・二十二号 線及び三・五・五十四号梶山王子線 十一号佐谷田線、三・四・三十二号別 三号森林公園北口線、三・四・二十四 125号行田バイパス、三・三・二十 口線、三・四・十七号籠原南大通線 籠原仲仙道、三・四・十六号籠原駅南 三・七号星川通線、三・四・十号桜町 大橋線、三・三・十一号熊谷太田線 一十号熊谷バイパス、三・二・二十一 十四号籠原駅北口線、 (三·四·十二号石原駅通線 都市計画を変更する土地の区域 四十二号肥塚線、三・四・四十七号 十九号新国道東方下原線、三・一・ 三・四・五十二号登り戸梶 三・四・二十六号三本須賀 三・四・十五号

追加する土地の区域

削除する土地の区域

口

熊谷市石原二丁目及び石原字中沢の

谷谷郷線、三・三・六号仲仙道、三・ ・四・三号北大通線、三・三・四号熊

各一部 (三・四・二十四号御正新田板井線)

追加する土地の区域

熊谷市板井字新田並びに柴字塚越、 削除する土地の区域

荷前、 字悪場及び字悪場東並びに成沢字元稲 並びに成沢字九郎左エ門谷並びに樋春 字下原及び字原谷並びに千代字萩山南 院境内付並びに御正新田字上原及び字 大坂並びに押切字大原の各 字下前原、 字合羽山及び字静簡 部部

追加する土地の区域

(三・四・二十五号中央通線)

熊谷市樋春字悪場東の一部 削除する土地の区域

追加する土地の区域

(三・四・二十六号三本須賀広線)

熊谷市江南中央一丁目、 削除する土地の区域 江南中央二

の各一部 丁目、三本字三本原及び押切字向山神

(三・五・二十七号熊谷小川線 追加する土地の区域

び字中原の各 熊谷市御正新田字大坂、 削除する土地の区域 部 字天神山及

(三・四・四十七号妻沼熊谷線 追加する土地の区域

口 熊谷市弥藤吾字湿気の一部 削除する土地の区域

追加する土地の区域

庵の各一部 字杉之道及び字王子並びに上根字長井 弥藤吾字下宿、 森、 岡 口 熊谷市妻沼字若宮前、 字上町、字中町及び字下町並びに 字森廻、字岡前、 字道祖神、 字大我井、 字東岡、 字三ツ橋、 字鳥 字西

調達内容

購入等件名及び数量

熊谷市妻沼字大我井及び字上町の各 追加する土地の区域

窪の各一部 字大我井、字上町、 口 熊谷市妻沼字神明、字錦森、字烏森、 削除する土地の区域 字森下及び字酒巻

5

入札方法

口 熊谷市弥藤吾字杉之道の一 削除する土地の区域 追加する土地の区域 部

(三・五・五十四号梶山王子線)

三 県熊谷県土整備事務所及び熊谷市都市 都市計画変更の案の縦覧場所 熊谷市弥藤吾字杉之道の一部 埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉

兀 縦覧期間

平成二十年五月九日から平成二十年

整備部都市計画課

(三・四・四十八号新桐生熊谷線) 削除する土地の区域

埼玉県告示第六百六十九号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年五月九日

埼玉県知事

上 \mathbb{H} 清 司

2 (1)

(三・四・五十二号登り戸 江山線) (3)

履行期間

調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による 放置違反金関係事務委託 | "共

又は削除があった場合、当該契約は解除する 平成20年7月1日 (火) から平成21年6月30日 (火) ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

77.86 の利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持 参も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力又は記載 本件入札は、埼玉県電子入札共同システムにより行う。ただし、同システム

者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札 あるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とす 額の5パーセントに相当する額を加算した金額 るので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業 書に入力又は記載すること なお、落札の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金 (当該金額に1円未満の端数が

競争人札参加資格

 \sim

1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

五月二十三日まで

- 6 -

- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資 計算に関する業務」のA等級に格付けされ、かつ物品等の種類に「データエ ントリー」を含む者であること。 格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「電子
- 物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出
- (4) 日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27
- 入札書の提出場所等
- 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、 〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本
- 部総務部財務局会計課調度担当 入札説明書及び仕様書の交付方法 海過 電話048-832-0110 内線2245
- 絡をすること。)。 この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連
- (3) 人札書受付期間
- 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合 埼玉県電子入札共同システムを使用する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年6月2日(月)午後1時20
- で (必着) 代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年 5 月30日(金)午後 5 時ま また、
- (4) 開札の場所及び日時 より提出する場合は、書留郵便によること (委任状の提出は不要)。 郵送に
- 入札保証金及び契約保証金

埼玉県庁第二庁舎 6 階会計課執務室

平成20年6月2日(月)午後1時30分

人札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗

則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合 は、免除する。 じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規

契約保証金

場合は、免除する 額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた

入札者に要求される事項

2

競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、 提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 を下記に示すいずれかの方法で平成20年5月29日(木)午後5時までに提出し、 この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書

- 埼玉県電子入札共同システムを利用する場合
- 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合 同システムから確認申請する

3(1)の提出場所に郵送又は持参すること

入札の無効

3

次に掲げる入札書は、無効とする

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- (4) 契約書作成の要否

財務規則第97条に該当する入札書

落札者の決定方法

(5)

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低

(6) 競争入札参加資格の付与

担当(電話048-830-5775(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区 の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付し 高砂 3 丁目15番1号) へ提出すること。 て、平成20年 5 月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定 許可番号

平成二十年四月三十日

支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による

受注者に支払うものとする

埼玉県北本県土整備事務所長告示第八号

る道路の位置の指定を次のとおり行った。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号の規定によ

平成二十年五月九日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎

本

恵

樹

第 一 号	指定番号
平成	指
一 十 年	定
四日	年
十 五 日	月
	日
二画地の一部)	指定した道路の位置
™ = ⊖	(単位メートル)道路の幅員
一 九 · 八 四	(単位メートル)道路の延長
代表取締役 山岸和美山岸工業株式会社	申請者の住所及び氏名又は名称

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四十

の開発行為に関する工事が完了したの 号)第三十六条第三項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百 次 三

平成二十年五月九日

公告する。

埼玉県杉戸県土整備事務所長

井 順

検査済証番号 指令杉整第一九〇一九一二号

平成二十年四月三十日 杉整第一七四——一号

開発区域に含まれる地域の名称 北葛飾郡鷲宮町大字外野字弦代三九

匹 野本 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北葛飾郡鷲宮町大字外野二一五 純市

埼玉県公営企業告示第三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

般競争入札に付する。

平成二十年五月九日

埼玉県公営企業管理者

樋

 \square 和

男

調達内容

購入等件名及び数量

企業局財務オンラインシステム開発業務委託

븨

2 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

平成21年3月31日

(火) まで

3

履行期限

(<u>4</u>) 履行場所

埼玉県企業局財務課長が指定する場所

(5)

- 8 **-**

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

競争人札参加資格

2

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1243号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 国(日本郵政公社を含む。)、都道府県又は政令市(地方自治法(昭和22年法 律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。)の公営企業会計に基づく財 務オンラインシステムの構築又は維持管理の契約を締結し、履行した実績を有 する者であること。
- 入札書の提出場所等
-) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号埼玉県企業局財務課経理担当 根本、鯨井電話048-830-7038(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成50年6月5日(木)まで上記(1)の交付場所において交付する。

) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館2階 企業局会議室

ユ 日時

平成20年5月16日(金)午後1時30分

(4) 入札・開札の場所及び日時

、場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館2階 202会議室

日平

平成20年6月19日(木)午後1時30分

郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

あて先

(5)

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県企業局財務課経理担当 根本、鯨井

イ 受領期限

平成20年6月18日(水)午後5時(必着)

提出方法

ひ

書留郵便によること。

みの色

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

入札保証金及び契約保証金

(2)

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。)第123条第2項第1号又は第2号の規定に該当する場合は、免除する。

1 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を 平成20年 5 月26日(月)午後 5 時までに、上記 3 (1)の提出場所へ提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から

提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならな い。

- イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなけれ ばならない。 1) ス ホl の無効
- 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号)第9条の規定に該当する入札書
- 契約書作成の要否

5

(6) 提出書類

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行うので、入札書及び企画提案書等を提出すること。

- (7) 落札者の決定方法
- 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定め 5 る総合評価の方法により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い 者を落札者とする。ただし、技術点が著しく低い場合(合計300点未満又は 評価が著しく低い必須項目がある場合)は落札者としない。
- (ア) 入札価格が、財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格に 105分の100を乗じて得た額の範囲内であること。
- (イ) 企画提案書の提案内容が別記提案書評価表(以下「評価表」という。) の必須項目をすべて満たしていること。なお、必須項目について記述がない場合は、失格とする。
- イ 企画提案書の提案内容が、評価表の必須項目についてすべて記述されている者には、評価表に示す各項目の配点の範囲内で、提案内容の評価に応じて技術点を与えるものとする。
- ウ 入札価格については、次の式により価格点に換算するものとする。 価格点=1,000×(1-(入札価格×1.05/予定価格))
- エ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点

の高い者を落札者とする。技術点が同じ場合は、必須項目の技術点の高い者 を落札者とし、これも同じ場合にはくじにより落札者を決定する。

低入札価格調査制度に係る調査基準価格

8

設定する。 (調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

手続における交渉の有無

(9)

漅

競争入札参加資格の付与

(10)

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年5月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による

(12)

Summary

(1) Nature of the Services Required

Development of the Financial Online System of the Public Enterprise Bureau, Saitama Prefectural Government.

Deadline for Submissions

(2)

By registered mail: 5:00 pm,June 18,2008

Contact Point for More Information

(3)

Finance Division, Public Enterprise Bureau,

Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-14-21,Urawa-ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-0063 Ph.048-830-7038

別記 提案書評価表

														N o N
					2							.ilel	1	大区分
				1 ソフトウエア	システ	き その						1 基本 事項	全般的事項	中区分
2 以	4 楽業	3 システム開発	2 ソフ ト機能	1 使用 OS	・ム要件	1 帝 ペの		4 拡張 性要件	3 セキ ュリティ 要件		2 アスレベ 東年 千	1 提案 内容全般	事項	小区分
12	=	10	9	∞		7	6	υ	4	ω	2	-		屈番
①仕様書を踏まえ、データ移行の考え方と実施方法を記述すること。②データ移行期間に考慮しておくべき事項とその対応策を記述すること。 ②データ移行期間に考慮しておくべき事項とその対応策を記述すること。 できること。 のご記述し、ユーザーが実施すべき事項を具体的かつ的確に記述すること。 ①受託者は既存システムベンダから聴取し、現行システムからのデータ移行を適切に実施すること。	①業務繁忙期の緩和対策について、イメージ図・フロー図などを用いて具体的に記述すること。	①公営企業会計という特殊な状況に対応するソフト開発のポイントを、イメージ図・フロー図等を用いて具体的に記述すること。 ②基本的な考え方、アピールポイント等を具体的に記述すること。	①業務システムの操作に不慣れな職員や総務事務の事務処理及び制度内容を熟知していない職員が、誤りなく申請するための工夫を、イメージ図・フロー図などを用いて具体的に記述すること。	①基本となる OS について具体的に記述すること、アピールポイント等を仕様書に基づき具体的に記述すること。 また、都道府県又は政令指定都市で同等の業務における実施について、具体的に記述すること。		①追加提案があれば記述すること。	①データ量の増加やシステム利用範囲の拡大などへの対策を具体的に記述すること。 ②制限事項がある場合は具体的に提示すること。	①法改正、組織改正、本県の他の業務システムへの対応などによりシステムに修正・拡張等が生じる場合、その対応方法や費用の考え方について、具体的に記述すること。	①システム全体のセキュリティ対策について、職員の執務環境、 システム設置環境・利用形態等を考慮して、具体的かつ的確に 記述すること。	①利用者の待ち時間短縮に関する工夫を具体的に記述すること。 と。 ②業務集中時におけるレスポンス確保の考え方を具体的に記述 すること。	①障害の予防や障害発生時の迅速な復旧のための工夫を具体的 に記述すること。	①システム開発の目的を理解し、現状分析しシステムの移行が スムーズに実施できるよう、業務効率化の視点を踏まえて具体 的に記述すること。		記述内容
40	20	20	20	40	180	20	0.7	90	40	20	8	20	120	加点上限
必須	必須	必須	必須	必須			ji K	Ž Ž	必須	必須	À	必須		必須 田

		4											ω	
	1 予算管理機能	各機能に	5 かの					4	3	2 導入 に関する 要件		1 ※ ※ を を も き が き が が き が が が が が が が が が が が が が	開発業	3 ペク
	1 予算 の執行管 理	関す	1 その 音	4 障害 時のバッ クアップ 方法・体	3 サードス の内容と の国部と つて3 アンコ	2 サポ ート地点 からの支 接体制		1 第 第 第 第 第 第 第 5 7 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	1 研修 計画及び 研修実施 方法	1 品質 保証方針	2 情報 セキュリ ティ保護 対策	1 業務 実施体制 及び業務 遂行計画	開発業務に関す	1 その 曲
25	24	₩ %	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	9	13
②現行システムの問題点を解決する機能及び対応等について、 必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述する こと。	①仕様書等に基づいたシステムの実現について、そのアピールポイントを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。	要件	①追加提案があれば記述すること。	○障害時のバックアップ方法に関しては、ハード・ソフトについてそれぞれ具体的に記述すること。②そのバックアップ体制について、イメージ図などを用いて具体的に記述すること。	①保守、運用体制及び業務内容について、具体的に記述すること。	①本庁及び各地域機関への支援体制について、イメージ図などを用いて具体的に記述すること。	①本システムの運用に当たり、ヘルプデスクの運用など、今後 発生すると思われる課題、検討すべき事項及びその対応策について、具体的に記述すること。	①本システム全般の運用・保守体制及びその業務内容について、イメージ図などを用いて具体的に記述すること。	①対象職員に応じた研修計画及び実施方法について、仕様書に基づき、具体的かつ的確に記述すること。	①本システムの品質を確保するための品質保証活動について、 具体的に記述すること。②各テスト工程の時期、作業項目、作業体制及び作業分担について、具体的かつ的確に記述すること。	①本システムの開発に当たり、システム・ネットワーク等へのアクセス管理するために、想定される課題及びその対応策について、具体的に記述すること。	①本業務の実施体制を詳細に記述すること。②統括責任者、プロジェクトリーダー及びその他要員の社名、②統括責任者、プロジェクトリーダー及びその他要員の社名、 部署、職名、氏名、経験等を明記すること。③経験は、本調達と類似の業務とし、具体的に記述すること。④プロジェクトリーダーは、リーダーとしての経験を記述すること。	要件	①追加提案があれば記述すること。
40	20	420	20	20	20	20		20	20	20		40	180	40
	必須			必須	必須	必須		必須	必須	必須		冷		

	1000				加点合計	点	描
	40	①追加提案があれば記述すること。	38	1 その 倍	か	4 每	
必須	20	①管理者及び利用者が利用する操作マニュアルについて、その様式を具体的に記述すること。②マニュアルは、管理者用・利用者用ともに、企業局事務及び財務事務に携わったことのない職員でも分かりやすいものであること。 ③マニュアルの電子データは、後からの職員独自の加工が容易なものであること。	37	1 マニュアル	アル	μω	
必須	20	①本システムを稼働するために、想定されるハードウェア構成及びハードウェア要件を具体的に記述すること。 なお、製品は、業界標準に準拠したものを提案すること。 ②入力端末については、企業局 LAN で使用している職員 PC を使用すること。	36	1 ハードウェア	想るウ定ハエ	2な一トれど等	
必須	20	①平成20年度の「ハードウェア等」別途調達となる経費及びその積算根拠を明確に記述すること。 ②平成21年度~平成25年度の「運用」に関する経費及びその積算根拠を記述すること。 ③上記の見積りには、算出した工数(人日等)と、工数を金額に置き換える際の単価を記述すること。	35	1 今 の 開 発 発 発 選 発 選 選 選 選 関 選 関 選 発 選 関 選 関 選 関	1 ライ フサイク ルコスト	77-1	
	100			13	その他	ζ,	5
	50	①追加提案があれば記述すること。	34	1 ペの	т 0	含含	
	40	②現行システムの問題点を解決する機能及び対応等について、必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。	33				
必須	20	①仕様書等に基づいたシステムの実現について、そのアピールポイントを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。	32	5 決算 管理			
	30	②現行システムの問題点を解決する機能及び対応等について、 必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述する こと。	31				
必須	20	①仕様書等に基づいたシステムの実現について、そのアピールポイントを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。	30	4 資金 管理			
	60	②現行システムの問題点を解決する機能及び対応等について、 必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述する こと。	29				
必須	40	①仕様書等に基づいたシステムの実現について、そのアピールポイントを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。	28	3 支出 管理			
	60	②現行システムの問題点を解決する機能及び対応等について、 必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述する こと。	27				
必須	40	①仕様書等に基づいたシステムの実現について、そのアピールポイントを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。	26	2 収入 管理			

埼玉県公営企業告示第四号

次のとおり一般競争入札に付する。 平成二十年五月九日

埼玉県公営企業管理者 樋 \Box 和

男

調達内容

購入等件名及び数量

企業局固定資産管理システム開発業務委託 | "共

2 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

履行期限

3

平成21年3月31日 (火) まで

履行場所

(4)

埼玉県企業局財務課長が指定する場所

(5) 人札方法

の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額 るものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消 した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て ては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算 本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行う。落札者の決定に当たっ

競争人札参加資格

2

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない
- 格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、 する業務」のA等級に格付けされた者であること。 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資 |電子計算に関
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領 物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること (平成8年6月13日付け出
- (4) 公営企業会計システムのうち、国(日本郵政公社を含む。)、都道府県又は政 した実績を有する者であること。 う。)において、固定資産の管理に関するシステム開発の契約を締結し、履行 令市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をい

入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問い合わせ先

埼玉県企業局財務課出納·管財担当 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 浅野、高山 電話048-830-7035(直通)

入札説明書及び仕様書の交付方法

2

この公告の日から平成20年6月5日 (木)まで上記(1)の交付場所において交

(3) 入札説明会の場所及び日時

Y

揚所

イ 日時 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館2階 企業局会議

(4) 入札・開札の場所及び日時 揚所

平成20年5月16日(金)午前10時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館2階 企業局会議

//

口 平

郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法 平成20年6月19日(木)午前10時

(5)

あて先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

埼玉県企業局財務課出納・管財担当

受領期限

平成20年6月18日(水)午後5時(必着)

ひ 提出方法

書留郵便によること。

その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

人札保証金

額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉 号又は第2号の規定に該当する場合は、免除する 県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。) 第123条第2項第1 入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた

契約保証金

額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号又は第3 号の規定に該当する場合は、免除する。 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた

入札者に要求される事項

(3)

た書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から提出し 平成20年5月26日(月)午後5時までに3(1)の提出場所へ提出し、競争入札 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなけれ ばならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする

この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

に該当する入札書 特例を定める規程(平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号)第9条の規定 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の

契約書作成の要否

(5)

6) 提出書類

案書等を提出すること 本件入札は、総合評価一 般競争入札方式により行うので、入札書及び企画提

(7) 落札者の決定方法

ア 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定め 者を落札者とする。ただし、技術点が著しく低い場合(300点未満又は評価 る総合評価の方法により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い

支払条件

が著しく低い必須項目がある場合)は、落札者としない。

- ⑦ 入札価格が、財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格 に105分の100を乗じて得た額の範囲内であること
- の必須項目をすべて満たしていること。なお、必須項目について記述がな い場合は、失格とする 企画提案書の提案内容が別記提案書評価表(以下「評価表」という。)
- 技術点を与えるものとする。 る者には、評価表に示す各項目の配点の範囲内で、提案内容の評価に応じて 企画提案書の提案内容が、評価表の必須項目についてすべて記述されてい
- か 価格点=1,000× (1- (入札価格×1.05/予定価格)) 入札価格については、次の式により価格点に換算するものとする
- Н 低入札価格調査制度に係る調査基準価格 の高い者を落札者とする。技術点が同じ場合は、必須項目の技術点の高い者 を落札者とし、これも同じ場合にはくじにより落札者を決定する。 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、 ,技術点
- 札を行った者を落札者とするか否かを決定する。 設定する。(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、 当該人
- 手続における交渉の有無
- 競争入札参加資格の付与
- の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付し 高砂3丁目15番1号) に提出すること 担当 (電話048-830-5775 (直通) て、平成20年 5 月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定 $\mp 330 - 9301$ 埼玉県さいたま市浦和区
- 受注者に支払うものとする 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
- その他詳細は、入札説明書及び仕様書による

提案書評価表

_					1 7	2 %						<u>⊢</u>	1))
					レフトウ	ステム						基本事項	全般的事項	
	5 その他	4 業務繁忙期の 緩和対策	3 操作者への配慮の手法	2 使用ソフト	1 システム開発	ム要件	5 その街	4 拡張性要件	3 セキュリティ要件		2 サービスレベル要件	1 提案内容全般	通	
L	11	10	9	8	7		6	σ	4	ω	2	1		Ħ
	①その他の追加提案があれば記述すること。	①業務繁忙期の緩和対策について、イメージ図・ フロー図などを用いて具体的に記述すること。	○固定資産事務及び制度内容を熟知していない職員や事務に不慣れな職員が誤りなく操作するための工夫を、イメージ図・フロー図などを用いて具体的に記述すること。	①使用ソフト及び OS について具体的に記述し、アピールポイント等を仕様書に基づいて具体的に記述すること。	○公営企業会計という特殊な状況に対応するソフト開発のポイントを、イメージ図・フロー図等を用いて具体的に記述すること。 ②都道府県又は政令指定都市での同等の業務の実施について、具体的に記述すること。		①その他の追加提案があれば記述すること。	①法改正、組織改正などにより、システムに修正、 拡張等が生じる場合、その対応方法や費用の考え 方について、具体的に記述すること。 ②データ量の増加やシステム利用範囲の拡大、最 大利用人数の増加などへの対策を具体的に記述す ること。 ③制限事項がある場合は具体的に記述すること。	①システム全体のセキュリティ対策について、職員の執務環境、システム位置環境、利用形態等を考慮して、具体的かつ的確に記述すること。②ロゲイン時のパスワード機能等、端末からのログインに係るセキュリティ機能について具体的に記述すること。	①障害の予防や障害発生時の迅速な復旧のための 工夫を具体的に記述すること。	①利用者の待ち時間短縮に関する工夫を具体的に記述すること。②業務集中時におけるレスポンス確保の考え方を具体的に記述すること。	①提案システムについて、システム開発の目的を 理解した上で、業務効率化の視点を踏まえてシス テムの導入効果などを具体的に記述すること。		
	20	20	50	20	30	140	10	40	60		20	20	150	
		必須	必須	必須	必須			必須	必須		必須	必須		ž,

		4											
2 谷 システ ム機能	1 固定資産 管理システム	4 各機能に関す				4 運用・保守要件	3 研修に関 する要件		2 導入・データ移行				1 本業務の実施体制等
1 基本機能	1 全般	関する要件	4 その他	3 障害時のバックアップ方法・体	2 運用・保守サービス内容	1 運用・保守の 考え方及び運営方 針	1 研修計画及び 研修実施方法	2 データ移行計 画	1 品質保証方針	2 情報セキュリ ティ保護対策			1 業務実施体制 及び業務遂行計画
23	22		21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	
①仕様書等に基づいたシステムの実現について、そのアピールポイントを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。 ②現行システムの問題点を解決する機能及び対応策等について、必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すると。	①システム全体についてのアピールポイント等を 具体的に記述すること。		①追加提案があれば記述すること。	①弊害時のバックアップ方法について、ハードウェアとソフトウェアに分けて、それぞれ具体的に記述すること。 ②そのバックアップ体制について、イメージ図などを用いて具体的に記述すること。	①選用・保守サービス内容について具体的に記述すること。 すること。 ②本システムの選用に当たり、今後発生すると思われる課題、検討すべき事項及びその対応策について、具体的に記述すること。 ③本庁及び各地域機関への支援体制について、イメージ図などを用いて具体的に記述すること。	①本システム全般の運用・保守体制及びその業務 内容について、具体的に記述すること。	①対象職員に応じた研修計画及び実施方法について、仕様書に基づき、具体的かつ的確に記述すること。	①仕様書等を踏まえ、データ移行の考え方と実施方法を具体的に記述すること。 方法を具体的に記述すること。 ②データ移行期間に考慮しておくべき事項とその対応策を具体的に記述すること。 ③受託者、既存システムベンダ及び本県の役割分担を具体的に記述に記述すること。	①本システムの品質を確保するための品質保証活動について、具体的に記述すること。 ②各テスト工程の時期、作業項目、作業体制及び作業分担について、具体的かつ的確に記述すること。	①本システムの開発に当たり、情報セキュリティ に係る想定される課題及びその対応策について、 具体的に記述すること。	①本業務遂行の全体及び業務別のスケジュールを 詳細に記述すること。	窓を除は、本調達と類似の業務とし、具体的に記述すること。 ④ プロジェクトリーダーは、リーダーとしての経験を記述すること。	①本業務の実施体制を詳細に記述すること。 ②総括責任者、プロジェクトリーダー及びその他 ②総括責任者、プロジェクトリーダー及びその他 のの社名、部署、職名、氏名、経験等を明記す ストゥ
30	40	330	20	20	40	20	20	40	20	20		40	
必須	必須			必須	必須	必須	必須	必須	必須	必須		必須	

Ţ					О Т							
加点合計	4 その他	3 マニュア ル	7 % 2 巻	1 ライフサイクルコスト	その缶	3 その他						
	1 追加提案	1 マニュアル	磐 ハードウェア	・1 今後の開発経 費及び運用経費見 積		1 その街		4 保險料管理機能		3 交付金管理機 能		2 固定資産管理 機能
	34	83	32	31		30	29	28	27	26	25	24
	①追加提案があれば記述すること。	①管理者及び利用者が利用する操作マニュアルについて、その様式を具体的に記述すること。ついて、その様式を具体的に記述すること。②マニュアルは、管理者用、利用者用ともに、企業局事務及び固定資産管理事務に全く携わったことがない職員でも、分かりやすいものであること。3マニュアルの電子データは、後からの職員独自の加工が容易なものであること。	①本システムを稼働するために、想定されるハードウェア構成及びハードウェア要件を具体的に記述すること。 なた、製品は、業界標準に準拠したものを提案すること。	 ○平成20年度の「ハードウェア等」別途調達となる経費及びその積算根拠を明確に記述すること。 ②平成21年度の「連用・保守」に関する経費及びでの額算根拠を記述すること。 ③平成22年度~平成25年度の「連用・保守」に関する経費及びでの額算根拠を記述すること。 ④上記の見積りには、算出した工数(人日等)と、工数を金額に置き換える際の単価を記述することと。 		①その他追加提案があれば記述すること。	①現行システムの問題点を解決する機能及び対応 策等について、必要に応じてイメージ図・フロー 図を用いて具体的に記述すること。	①仕様書等に基づいたシステムの実現について、 そのアピールポイントを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。	①現行システムの問題点を解決する機能及び対応 策等について、必要に応じてイメージ図・フロー 図を用いて具体的に記述すること。	①仕様書等に基づいたシステムの実現について、 そのアピールポイントを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。	○現行システムの問題点を解決する機能及び対応 策等について、必要に応じてイメージ図・フロー 図を用いて具体的に記述すること。	①仕様書等に基づいたシステムの実現について、 そのアピールポイントを必要に応じてイメージ図・フロー図を用いて具体的に記述すること。
1000	20	30	40	50	140	20	40	20	40	20	80	40
		必	必	必				必須		必須		必須

発行日 毎 火曜日・金曜日

週 購読料金 年 便 -四万三 料 金 を 千 含 兀 百 発 行 者 ○四八―八二四―二一一一(代表)さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 場 — : | | | | (代表) | /BA 00/kenpouhome/fr_top.htm 埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 印刷所 ○四八―八六二―二九○一さいたま市南区別所三―一 一八六二—二九〇一 | 会 _ ○ 社